

取 扱 注 意
(資料提供予定)

県 政 経 営 会 議 資 料
平 成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 5 月 7 日
県 民 文 化 生 活 部 男 女 共 同 参 画 課

県の審議会等における女性の登用状況 (平成20年3月31日現在)

県では、滋賀県男女共同参画推進条例のもと、滋賀県男女共同参画計画の重点課題の一つに「政策・方針決定過程への女性の参画促進」を掲げ、地域や団体活動、事業者、行政等における女性の参画拡大に努めています。

なかでも、県の審議会等（附属機関および附属機関に準ずる機関）における女性の登用は、計画の目標値（平成22年度末30%）として掲げ、達成後は平成19年度末までの努力目標値として35%を掲げ、その取組状況について毎年公表しています。なお、平成20年度からは、新たな計画で40%を目指すこととしています。

平成19年度末現在の状況は次のとおりです。

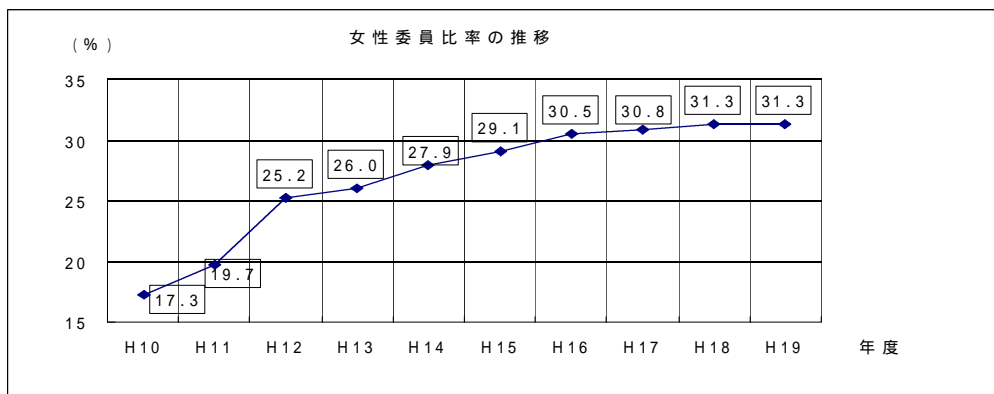
女性委員の割合は31.3%、前年度と増減はなし。

110の審議会等のうち、努力目標値(35%)達成は全体の約5割強(54.6%)で前年度と比べて3.2ポイント増加。新設の5機関では、4機関が30%、うち2機関が35%を達成。

委員改選により、19機関で女性委員の割合が増加、6機関で減少。

女性委員がいない審議会等は4機関。

女性委員の割合は31.3%



県の数値目標

平成17年6月男女共同参画推進本部決定 平成19年度末 35%

(パートナーしが2010プラン(改訂版) 平成22年度末 30%)

(参考) 国の審議会等における女性委員の登用目標値
(平成18年4月4日男女共同参画推進本部決定)
平成22年度までに 33.3%

(平成20年度~)

パートナーしが2010プラン(第2次改訂版) 平成22年度末 40%

(平成20年2月策定 計画期間 平成20年度~22年度)

県男女共同参画推進本部では、県の審議会等における女性委員の割合が40%となるよう計画的な登用に努めるとともに、女性委員のいない附属機関等の解消に努めることを平成20年度の取組方針としています(H20.4.9)。

調 査 結 果

1 調査概要

【各審議会等の女性の登用状況】

	機 関 数	委 員 数 (うち女性数)	女性の割合 (対前年度増減ポイント)
附属機関	58機関	1,005人(323人)	32.1%(+0.3)
附属機関に準ずる機関	52機関	632人(189人)	29.9%(0.6)
計	110機関	1,637人(512人)	31.3%(-)

【女性登用の数値目標達成状況】

	30%未満	30%以上 35%未満	35%以上	目標の達成状況 (対前年度増減ポイント)	
				30%以上	35%以上
附属機関	12機関	6機関	40機関	79.3% (0.4)	69.0% (+9.7)
附属機関に準ずる機関	20機関	12機関	20機関	61.5% (+3.5)	38.5% (3.5)
計	32機関	18機関	60機関	70.9% (+1.2)	54.6% (+3.2)

【女性委員の割合の増減状況】

割合が増加した機関 22機関(うち委員改選によるものは19機関)

- ・附属機関 13機関(委員改選 11機関、その他の変更 2機関)
- ・附属機関に準ずる機関 9機関(委員改選 8機関、その他の変更 1機関)

改選により割合の変化がなかった機関 17機関

- ・附属機関 12機関
- ・附属機関に準ずる機関 5機関

割合が減少した機関 18機関(うち委員改選によるものは6機関)

- ・附属機関 10機関(委員改選 3機関、その他の変更 7機関)
- ・附属機関に準ずる機関 8機関(委員改選 3機関、その他の変更 5機関)

新設された機関 5機関

- ・附属機関に準ずる機関

35%以上	2機関
30%以上35%未満	2機関
30%未満	1機関

2 女性委員の登用を困難としている要因

以下の原因が考えられます。

法令に基づき指定された職に女性が少ない
(例：国、県、市町の行政機関の長など)

(参考)

特に防災会議、国民保護協議会、交通安全対策会議は、その委員のほとんどが指定された職で構成されており、女性委員の登用が困難となっている。

各種団体や業界の代表者、役員をはじめ、その構成メンバーに女性が少ない。

分野によっては、専門知識や資格・経験を持った有識者に女性が少ない。
(例：医師、法律関係者、文化財関係者など)

3 今後の取組について

女性委員の登用を進めるにあたっての課題も踏まえつつ、平成22年度末40%に向け、今後とも女性委員の参画状況の定期的な把握をするとともに、以下の方策により計画的な取組を進め、政策方針決定過程への女性の参画が進むよう努力します。

女性登用促進に向けての方策（滋賀県男女共同参画推進本部 平成18年5月9日決定）

社会のあらゆる分野で、女性が指導的地位に就くことができる環境の整備を図ること

(例)・固定的な男女の役割分担意識の払拭に向けた広報啓発

・各種団体・業界等に対し、組織体内部における女性の方針決定過程への参画と、積極的な女性役員登用が行われる意識付け、仕組づくりへの働きかけ

審議会等委員構成の見直しを行うこと

(例)・職指定充て職の見直し

・委員公募制の導入を契機にした積極的な女性委員の登用

委員選任時における女性の登用促進を行うこと

(例)・各種団体・業界関係者から委員の推薦を受ける場合に、可能な限り女性の推薦を得られるような働きかけ

女性有識者の新たな人材発掘および育成を行うこと

(例)・女性有識者人材リストの整備および活用

(参 考)

1 県の審議会等

(1) 附属機関 (58 機関)

地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律または条例の定めにより設置された調停、審査、諮問または調査のための機関です。

(2) 附属機関に準ずる機関 (52 機関)

県施策の推進や方針決定に資することを目的として、県民・有識者等の参画を得て調査、研究、諮問、調停および審査等を行うために、要綱等に基づいて設置された機関で附属機関に準ずるものです。

2 調査時点 (平成20年3月31日現在)

調査時点で委員任期が満了している審議会等であっても、平成19年度中に存在していたものについては、その最終状況をもとに集計しました。

3 女性登用にに関する法令・計画上の位置付け

(1) 県

滋賀県男女共同参画推進条例 (平成14年4月施行)】

(基本理念)

第3条

第3項 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、すべての団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関またはこれに類するものの委員その他の構成員を任命し、または委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

滋賀県男女共同参画計画「パートナーしが2010プラン (第2次改訂版)」

(平成20年2月策定 目標年次：平成22年度)

重点課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

- (1) 行政における女性の参画拡大
- (2) 事業者における女性の参画拡大への働きかけ
- (3) 民間団体や地域活動における女性の参画拡大への働きかけ
- (4) 女性のエンパワーメント

(2) 国

「男女共同参画社会基本法」(平成11年6月施行)

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

国の審議会等への女性委員の登用目標 (平成18年4月国男女共同参画推進本部決定)

平成22年度末までに、女性委員の数が少なくとも委員の総数の「33.3%」となるよう努めるものとする。

審 議 会 等 一 覧 表

(平成20年3月31日現在)

A 附属機関(法律必置)

審 議 会 等 名 称	委員総数	女性委員数	女性比率(%)	所 管 課
公立大学法人評価委員会	5	2	40.0	企画調整課
土地利用審査会	7	3	42.9	地域振興課
国土利用計画審議会	16	6	37.5	地域振興課
私立学校審議会	11	4	36.4	総務課
職員委員会	5	1	20.0	人事課
固定資産評価審議会	12	5	41.7	税政課
市町合併推進審議会	12	5	41.7	自治振興課
防災会議	51	1	2.0	防災危機管理局
国民保護協議会	59	3	5.1	防災危機管理局
環境審議会	45	16	35.6	環境政策課
森林審議会	15	6	40.0	森林政策課
社会福祉審議会	40	14	35.0	健康福祉政策課
感染症の診査に関する協議会	18	5	27.8	健康推進課
介護保険審査会	18	7	38.9	元気長寿福祉課
精神医療審査会	24	7	29.2	障害者自立支援課
障害者施策推進協議会	20	8	40.0	障害者自立支援課
医療審議会	30	11	36.7	医務薬務課
准看護師試験委員	9	4	44.4	医務薬務課
国民健康保険審査会	9	3	33.3	医療保険課
建設工事紛争審査会	15	5	33.3	監理課
土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	監理課
交通安全対策会議	23	1	4.3	交通政策課
都市計画審議会	24	4	16.7	都市計画課
開発審査会	7	3	42.9	住宅課
建築審査会	7	3	42.9	建築課
建築士審査会	7	3	42.9	建築課
教科用図書選定審議会	15	8	53.3	学校教育課
スポーツ振興審議会	15	6	40.0	スポーツ健康課
警察署協議会	95	34	35.8	警察本部警務課
A 附属機関(法律必置) (34 機関中 29 機関委員設置)	621	181	29.1	

審 議 会 等 一 覧 表

(平成20年3月31日現在)

B 附属機関(条例設置)

審 議 会 等 名 称	委員総数	女性委員数	女性比率(%)	所 管 課
基本構想審議会	22	8	36.4	企画調整課
男女共同参画審議会	15	8	53.3	男女共同参画課
公務災害補償等認定委員会	5	2	40.0	人事課
公有財産審議会	9	3	33.3	財政課
消費生活審議会	15	8	53.3	県民生活課
情報公開審査会	7	3	42.9	県民生活課
個人情報保護審議会	7	3	42.9	県民生活課
県立近代美術館協議会	12	5	41.7	県民文化課
人権施策推進審議会	18	7	38.9	人権施策推進課
琵琶湖博物館協議会	15	6	40.0	環境政策課
環境影響評価審査会	12	4	33.3	環境政策課
公害審査会	10	4	40.0	環境政策課
滋賀の環境自治を推進する委員会	5	2	40.0	環境政策課
琵琶湖レジャー利用適正化審議会	15	4	26.7	琵琶湖再生課
ヨシ群落保全審議会	15	6	40.0	自然環境保全課
高齢化対策審議会	25	11	44.0	元気長寿福祉課
精神保健福祉審議会	18	3	16.7	障害者自立支援課
障害者介護給付費等不服審査会	5	2	40.0	障害者自立支援課
薬事審議会	15	6	40.0	医務薬務課
経済振興特別区域認定審査・評価委員会	7	2	28.6	商工政策課
大規模小売店舗立地審議会	9	3	33.3	商業観光振興課
職業能力開発審議会	15	6	40.0	労政能力開発課
環境こだわり農業審議会	16	6	37.5	環境こだわり農業課
卸売市場審議会	15	6	40.0	農業経営課
水防協議会	16	2	12.5	河港課
景観審議会	10	5	50.0	都市計画課
屋外広告物審議会	12	4	33.3	都市計画課
社会教育委員	20	8	40.0	生涯学習課
文化財保護審議会	19	5	26.3	文化財保護課
B 附属機関(条例設置) (36 機関中 29 機関委員設置)	384	142	37.0	
A + B 附属機関 計 (70 機関中 58 機関委員設置)	1005	323	32.1	

審議会等一覧表

(平成20年3月31日現在)

C 附属機関に準ずる機関(要綱等設置)

審議会等名称	委員総数	女性委員数	女性比率(%)	所管課
地価調査委員会議	5	2	40.0	地域振興課
R D最終処分場問題行政対応検証委員会	4	1	25.0	総務課
行政経営改革委員会	20	6	30.0	人事課
県立近代美術館収蔵品収集審査会	5	1	20.0	県民文化課
滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会	15	5	33.3	県民文化課
滋賀県常備消防広域化検討委員会	10	3	30.0	防災危機管理局
生態学琵琶湖賞運営委員会	9	0	0.0	環境政策課
滋賀県琵琶湖環境科学研究センター評議員会	15	3	20.0	環境政策課
環境学習支援センター企画運営委員会	10	4	40.0	環境政策課
R D最終処分場問題対策委員会	18	2	11.1	最終処分場特別対策室
淡海みどり文化を考える会	15	6	40.0	森林政策課
林業用種苗需給調整委員会	11	1	9.1	森林保全課
特定疾患認定審査会	9	3	33.3	健康推進課
小児慢性特定疾患対策協議会	7	1	14.3	健康推進課
生涯歯科保健推進協議会	13	5	38.5	健康推進課
リハビリテーション協議会	20	7	35.0	健康推進課
健康いきいき21推進委員会	20	6	30.0	健康推進課
食育推進協議会	32	14	43.8	健康推進課
調理師試験委員会	6	4	66.7	健康推進課
精神保健職業リハビリテーション運営協議会	6	1	16.7	障害者自立支援課
衛生検査所精度管理専門委員会	4	0	0.0	医務薬務課
献血推進協議会	24	8	33.3	医務薬務課
歯科技工士試験委員	5	1	20.0	医務薬務課
食の安全対策委員会	19	8	42.1	生活衛生課
公衆浴場入浴料金協議会	9	3	33.3	生活衛生課
製菓衛生師試験委員会	10	2	20.0	生活衛生課
ふく調理師試験委員会	13	0	0.0	生活衛生課
クリーニング師試験委員会	5	1	20.0	生活衛生課
産業振興新指針改訂検討委員会	15	6	40.0	商工政策課
陶芸の森陶芸館収蔵品収集審査会	6	1	16.7	新産業振興課
しが多文化共生推進会議	15	6	40.0	国際課
水産振興対策協議会	20	6	30.0	水産課
ふるさと・水と土保全対策委員会	12	6	50.0	農村振興課
公共事業評価監視委員会	12	4	33.3	監理課
入札監視委員会	6	2	33.3	監理課
交通対策協議会	39	3	7.7	交通政策課
淡海の川づくり検討委員会	5	2	40.0	河港課
流域治水検討委員会	10	3	30.0	流域治水政策室
土砂災害防止対策専門家会議	7	1	14.3	砂防課
特定調達苦情検討委員会	5	2	40.0	出納局管理課
滋賀の教育協議会	17	7	41.2	教育総務課
指導力に課題を有する教員に関する審査委員会	7	1	14.3	教職員課

審 議 会 等 一 覧 表

C 附属機関に準ずる機関（要綱等設置）

審 議 会 等 名 称	委員総数	女性委員数	女性比率(%)	所 管 課
学校の組織運営に関する調査研究委員会	10	3	30.0	教職員課
心身障害児就学指導委員会	20	7	35.0	学校教育課
初任者研修および10年経験者研修実施協議会	17	3	17.6	学校教育課
道徳教育推進協議会	11	4	36.4	学校教育課
びわ湖フローティングスクール運営委員会	9	4	44.4	学校教育課
幼稚園等新規採用教員研修運営協議会	10	7	70.0	学校教育課
滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会	10	5	50.0	生涯学習課
しが子ども読書活動推進協議会	13	6	46.2	生涯学習課
特別史跡安土城跡調査・整備委員会	10	0	0.0	安土城郭調査研究所
史跡観音寺城跡整備基本構想・基本計画策定委員会	7	2	28.6	安土城郭調査研究所
C 附属機関に準ずる機関（要綱等設置） （ 5 6 機関中 5 2 機関委員設置 ）	632	189	29.9	

女性委員の割合別機関数

■ 附属機関

■ 附属機関に準ずる機関

機関数

